

四日市港管理組合公報

第1059号

令和2年12月1日

火曜日

目次

規 則

- 四日市港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則 (港営課) 2

規 則

四日市港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年12月1日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合条例第7号

四日市港管理組合港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合港湾施設条例施行規則（昭和41年四日市港管理組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第4条)

年 月 日

係留施設等使用許可申請書

四日市港管理組合管理者 宛て

船長氏名 _____
 申請者名 _____
 申請者住所 _____
 担当者名・連絡先 _____

【外航・内航】

申請者コード						
船舶基本情報	船名			IMO番号(又は船舶番号・漁船登録番)		
	船種	【貨物船・コンテナ船・貨客船・客船・油槽船・漁船・その他】 / 【汽船・機船・機帆船・その他】				
	国籍			船籍港		
	総トン数		国際総トン数	重量トン数		全長
	連絡方法	呼出符号(信号符号)	船舶電話番号、インマルサット電話番号、FAX番号その他連絡方法			
船主等情報	船主名(所有者名)・住所・電話番号又はFAX番号			(コード)		
	(名前)					
	(住所)					
	(電話番号又はFAX番号)					
	運航者名・住所・電話番号又はFAX番号(運航者と船舶賃借人が異なる場合は、船舶賃借人名・住所・電話番号又はFAX番号を併記すること)					
	(名前)			(コード)		
	(住所)					
	(電話番号又はFAX番号)					
	代理人(店)名・住所・電話番号又はFAX番号			(コード)		
入港情報	入港予定港名			入港予定日時 月 日 時 分		
	停泊目的		希望びよう泊場所	びよう泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで		
	係留施設(希望船席)名称・場所			(コード)		
	着岸(予定)日時 月 日 時 分			離岸(予定)日時 月 日 時 分		
	移動前停泊場所			移動後停泊場所		
	移動理由		移動予定日時 月 日 時 分	移動後停泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで		
	運航区分 【入港・移動】	着岸舷側 【左舷・右舷】	(被)接舷船名		最大喫水(入港から出港まで) (m)	
航海情報	航路名			【優先指定・定期・不定期】		
	仕出港	前港	次港	仕向港		
	特定海域の入域の位置及び入域の予定時 (入域位置)【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】(予定日時) 月 日 時 分					

確定欄 (管理者記入)	許可番号	バース	泡消火	料金免除	着岸時間	離岸時間
					月 日 時 分	月 日 時 分

規格A4

船名			IMO 番号 (又は船舶番号・漁船登録番号)		
貨物情報	本邦内での陸揚貨物の種類 (積荷地)・数量			入港予定港における船積貨物の種類・数量	
	入港予定港	(種類)	(数量)	(種類)	(数量)
		その他本邦の港 (入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)			
危険物情報	品名 (積荷地)・等級・国連番号・容器等級・引火点 (密閉式による摂氏)			こん包の数・正味重量	船舶内の積付け位置
	入港時				
	出港時				
危険物荷役情報	危険物荷役業者名・電話番号				
	危険物荷役期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで				
保障契約情報	保障契約締結の有無 【有・無】	保障契約証明書等の番号 (保障契約証明書等を有している場合)			
		一般船舶等保障契約証明書			
		難破物保障契約証明書			
		CLC 条約証書			
		バンカー条約証書			
	ナイロビ条約証書				
	保障契約証明書等を有していない場合の記入事項	①保険者等の氏名又は名称			
②保障契約の証書の番号					
③保障契約の有効期間					
④燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・填補する契約となっているか			【なっている・なっていない】		
⑤保障限度額					
過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無 【有・無】					
備考	*総トン数 100 トン以上 1000 トン以下の一般船舶 (燃料油濁損害)、総トン数 100 トン以上 300 トン未満の一般船舶 (船骸撤去等の費用) に限り、①～⑤の項目を記載することで、保障契約証明書等に替えることができる。				
船幅: _____ m Bow to Bridge: _____ m マストの高さ: _____ m					

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙については、改正後の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1
四日市港管理組合経営企画部総務課
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
